

# 彦根市国民保護計画 (概要版)



## 国民保護計画とは

平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下、国民保護法という。)が施行されました。

国民保護法においては、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、みなさんに危険な状態になったことをお知らせすることとなっています。そして、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速かつ全力を挙げて対応することとしています。

国民保護計画は、これら国民の保護のための措置について定めた計画であり、国民保護法第35条において、市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、計画を策定することが義務付けられています。

### 【国】

#### 国民の保護に関する基本指針

<内容>

- 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
- 国民保護計画及び国民保護業務計画の作成の基準
- 想定される武力攻撃事態の類型  
(着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃)
- 類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置

### 【滋賀県】

#### 国民保護計画

・内閣総理大臣に協議

### 【彦根市】

#### 国民保護計画

・県知事に協議

# 第1編 総論

## 市の責務および市国民保護計画の位置づけ、構成等

### ◆ 市の責務(本編 P. 1)

市(市長およびその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定)および県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

### ◆ 市国民保護計画の位置づけ(本編 P. 1)

市は、その責務を果たすため、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

### ◆ 計画の構成(本編 P. 2)

第1編	<b>総論</b> 市の責務、計画の位置づけ、構成等、国民保護措置に関する基本方針、関係機関の事務又は業務の大綱等、市の地理的、社会的特徴、計画が対象とする事態
第2編	<b>平素からの備えや予防</b> 組織・体制の整備等、避難および救援に関する平素からの備え、物資および資材の備蓄、整備、国民保護に関する啓発
第3編	<b>武力攻撃事態等への対処</b> 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置、市対策本部の設置等、関係機関相互の連携、警報および避難の指示等、救援、安否情報の収集・提供、武力攻撃災害への対処、被災情報の収集および報告、保健衛生の確保その他の措置、国民生活の安定に関する措置、特殊標章等の交付および管理
第4編	<b>復旧等</b> 応急の復旧、武力攻撃災害への復旧、国民保護措置に要した費用の支弁等
第5編	<b>緊急対処事態への対処</b>

### ◆ 市地域防災計画に基づく取組の活用(本編 P. 2)

武力攻撃災害等への対応については、災害対策基本法における対応と共通する部分が多いことから、市地域防災計画に基づく取組のうち、活用可能なものについては、活用するものとする。

## 国民保護措置に関する基本方針

---

### ◆ 国民保護措置に関する基本方針(本編 P. 3-4)

国民保護措置の実施にあたり、特に留意すべき事項

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 市民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 市民の協力
- 6 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重、その他の特別な配慮
- 7 高齢者、障害者等への配慮および国際人道法の的確な実施
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

## 市の事務または業務の大綱等

---

### ◆ 市の事務または業務大綱(本編 P. 6)

市の主な業務

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 計画が対象とする事態

---

### ◆ 武力攻撃事態(本編 P. 11-14)

- ①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃

### ◆ 緊急対処事態(本編 P. 14-16)

- ①攻撃対象施設等による分類

危険物質を有する施設、多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ②攻撃手段による分類

大量殺傷物質等による攻撃、航空機や弾道ミサイル等の飛来

## 第2編 平素からの備えや予防

### 組織・体制の整備等

#### ◆ 市の配備体制(本編 P. 17-18)

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備する。

#### 【事態の状況に応じた参集・配備体制等】

体制区分	防災計画配備体制	事態の状況等
連絡調整本部体制	災害警戒第1号体制 または 災害警戒第2号体制	○ 情報の収集・分析等を行う必要がある場合 ○ 隣接府県および県内他市町で事態が発生した場合等
緊急事態 連絡本部体制	災害対策第2号配備 または 災害対策第3号配備	【政府による事態認定前】 多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等で、主として現場において迅速に対処する必要がある事態
対策本部体制 (国民保護対策本部または緊急対 処事態対策本部)	災害対策第3号配備	【政府による事態認定後】 市対策本部設置の指定の通知を受けた場合の事態
備考	1 長期の事態対処に対応するため、交代制勤務による体制を確保する 2 参集に当たっては、職員参集の連絡網を活用するとともに、部局等毎に電話、携帯電話等による連絡網を作成し、各職員に徹底するものとする。 3 参集を受けた職員が、交通の途絶、被災などにより登庁できない場合には、その旨を所属先に連絡するものとする。 4 参集者で欠員が生ずる場合には、職員差出し担当の部等が、欠員の代替職員を差出すものとする。 5 配備体制は、市地域防災計画の体制を準用する。	

#### ◆ 関係機関との連携体制の整備(本編 P. 19-22)

国、県、近接市町、指定公共機関、自主防災組織、自治会、ボランティア団体およびその他関係機関との連携体制を整備する。

#### ◆ 通信の確保(本編 P. 22)

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制を整備し、その確保に努める。

#### ◆ 情報収集・提供等の体制整備(本編 P. 22-26)

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を円滑に行うため、情報収集・提供等の体制を整備する。

#### ◆ 研修および訓練(本編 P. 26-27)

国民保護措置の実施に必要な知識の習得のための研修、武力攻撃事態等における対処能力の向上を目的とした実践的な訓練を実施する。

## 避難および救援に関する平素からの備え

### ◆ 避難に関する基本的事項(本編 P. 29)

市は、迅速に避難住民の誘導を行えるよう住宅地図や道路網リストなどの基礎的資料を収集するとともに、隣接市町との連携を図り、民間事業者からも協力が得られるよう連携・協力の関係を構築する。

また、平素から社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会および自主防災組織等と連携を図り、高齢者、障害者、児童等要配慮者への配慮を行うとともに、学校や事業所と避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### ◆ 避難実施要領のパターンの作成(本編 P. 30)

市は、県および県警察等、関係機関との協議により、消防庁が作成するマニュアルを参考に、様々な状況下における複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### ◆ 救援に関する基本的事項(本編 P. 30)

市は、救援に関する措置を実施できるよう、市の行う救援の内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### ◆ 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等(本編 P. 30)

市は、住民の避難および緊急物資の運送を迅速かつ適切に行えるよう、運送体制の整備に努め、市内の輸送力、輸送施設に関する情報および運送経路の情報把握に努める。

### ◆ 避難施設の指定(本編 P. 31)

市は、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、県が行う避難施設の指定に協力する。また、市民等に対して、避難施設の場所、連絡先等市民等が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

### ◆ 生活関連等施設の把握等(本編 P. 31)

市は、所在する生活関連施設の把握を行うとともに、市が管理する公共施設等における安全確保等の措置を実施する。また、隣接県に所在する原子力事業所への武力攻撃等に備え、迅速な情報手段の整備や武力攻撃原子力災害に対する体制の構築に努める。その他、水源地への毒物等の投入による災害に対しても備える。

## 物資および資材の備蓄、整備

### ◆ 市における備蓄(本編 P. 32)

国民保護措置の実施に必要な物資および資材については、原則として防災のための整備と相互に兼ねることとする。また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた感染症対策用品についても備蓄する。

国民保護措置の実施のために特に必要な物資および資材について、県と連携しつつ対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、他の市町村等や

事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

◆ **市が管理する施設および設備の整備および点検等** (本編 P. 32-33)

市は、国民保護措置の実施を念頭におきながら、施設および設備の整備、点検を行う。また、被害の復旧のための各種資料の整備に努める。

## **国民保護に関する啓発**

---

◆ **国民保護措置に関する啓発等** (本編 P. 34)

市は、住民に対し、各種媒体を活用した国民保護措置に関する啓発を行う。また、防災に関する啓発との連携、学校における教育等を実施する。

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報や、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等、住民がとるべき行動について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国や県が作成する各種資料等の活用により、住民に対し周知するよう努める。

## **第3編 武力攻撃事態等への対処**

### **初動連絡体制の迅速な確立および初動措置**

---

◆ **事態認定前における緊急事態連絡本部の設置および初動措置** (本編 P. 35)

市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発声を把握した場合、速やかに県および県警察に連絡を行い、「緊急事態連絡本部」を設置し、初動措置を行う。(緊急事態連絡本部の構成は資料編 P. 20 参照)

### **市対策本部の設置等**

---

◆ **市対策本部の設置** (本編 P. 38-41)

国において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合、市長は直ちに市対策本部を設置し、対策本部職員等を参集する。(市対策本部の構成は資料編 P. 21 参照)

また、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置するとともに、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。(現地調整所の編成は資料編 P. 23 参照)

◆ **通信の確保** (本編 P. 41)

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線、インターネット等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

## 関係機関相互の連携

### ◆ 関係機関相互の連携(本編 P. 42-45)

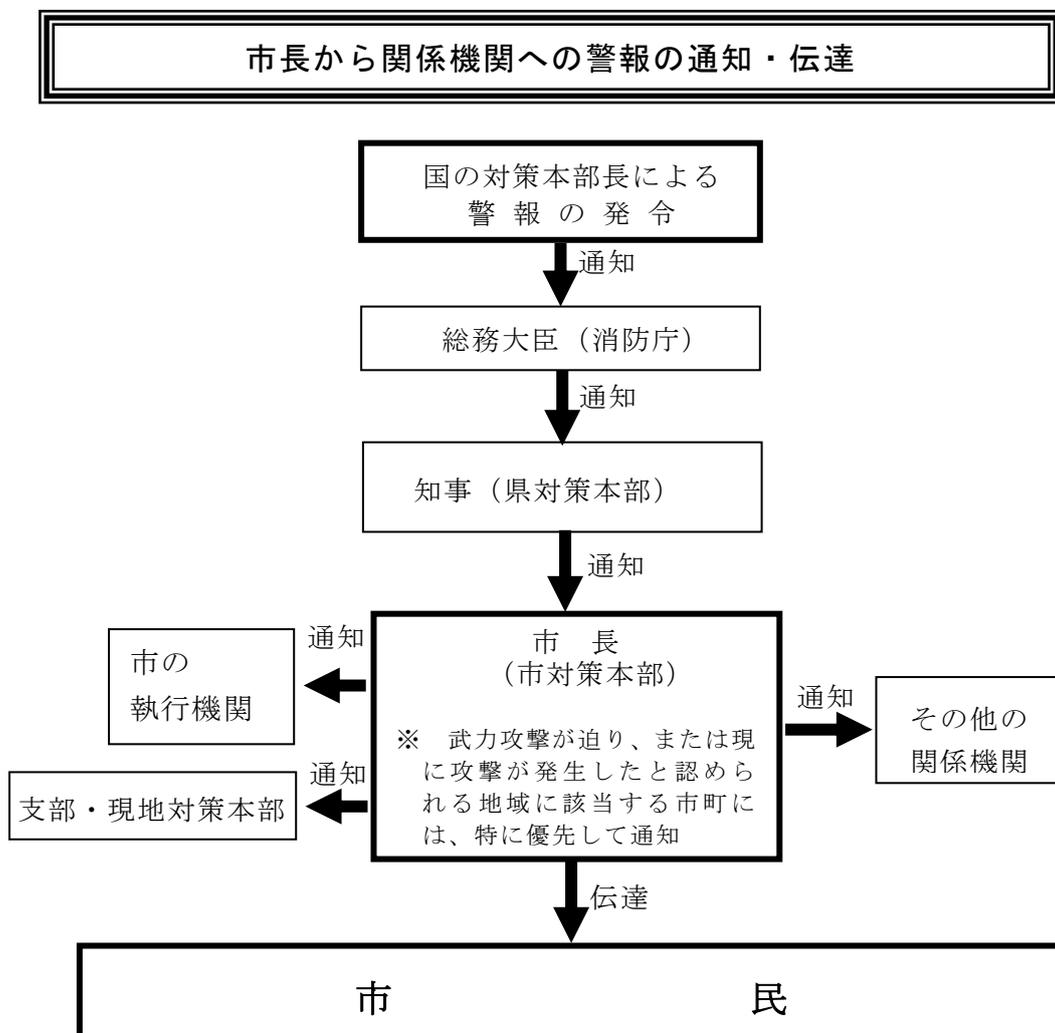
市は、国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、国、県、他の市町、指定公共団体、自衛隊等その他関係団体と緊密な連携を図る。

また、必要に応じて知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等に対し措置の要請を行う。

## 警報および避難の指示等

### ◆ 警報の伝達等(本編 P. 46-47)

市は、県から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定める伝達方法(伝達先、手段等)により、速やかに市民および関係団体(消防団、自治会、病院、学校等)に伝達するとともに、市域の他の執行機関等に対し、警報の内容を通知する。



### ◆ 避難の指示の通知・伝達(本編 P. 48)

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示内容は、要避難地域、避難先地域、住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要、主要な避難の経路、避難のための交通手段、その他避難の方法等。

◆ **避難実施要領の策定(本編 P. 48)**

市長は、避難の指示の通知を受けたときは、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から最も適切なものを選択し、各執行機関、県、県警察、海上保安部及び自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

◆ **避難住民の誘導(本編 P. 49-52)**

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員ならびに消防長および消防団長を指揮し、下記事項に留意しつつ避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

- 1 避難誘導を行う関係機関との連携
- 2 自主防災組織等に対する協力の要請
- 3 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供
- 4 高齢者、障害者、児童等への配慮
- 5 残留者等への対応
- 6 避難所等における安全確保等
- 7 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難
- 8 動物の保護等に関する配慮
- 9 通行禁止措置の周知
- 10 県に対する要請等
- 11 避難住民の運送の求め等
- 12 避難住民の復帰のための措置

## 救援

◆ **救援の実施(本編 P. 56)**

市長は、知事から実施すべき措置の内容および期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

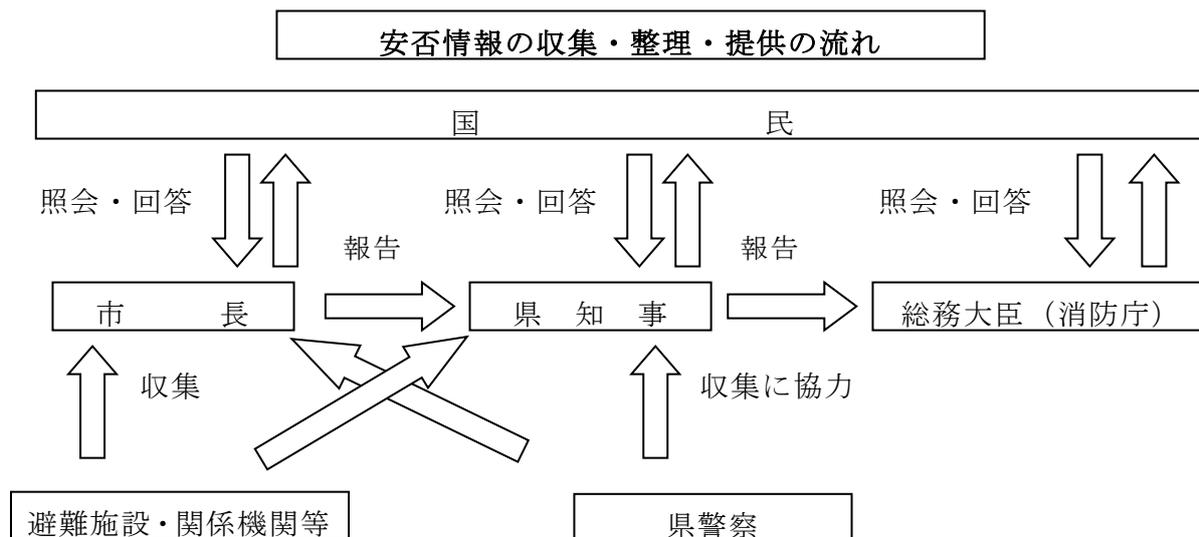
- 1 収容施設の供与
- 2 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与
- 3 医療の提供および助産
- 4 被災者の捜索および救出
- 5 埋葬及び火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供
- 7 武力攻撃災害を受けた住宅の応急処理
- 8 学用品の給与
- 9 死体の捜索および処理
- 10 武力攻撃等によって、住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

◆ 救援の内容(本編 P. 57)

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」および県国民保護計画の内容に基づき、救援の措置を行う。

## 安否情報の収集・提供

◆ 安否情報の収集・整理及び提供の流れ(本編 P. 60)



## 武力攻撃災害への対処

◆ 武力攻撃災害の兆候の通報(本編 P. 63)

市長は、武力攻撃災害の兆候とみられる事実を発見した者からの通報、又は、消防職員、市職員、警察官からの当該兆候を確認した旨の通知を受けた場合において、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

◆ 退避の指示および警戒区域の設定(本編 P. 64-66)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う。

◆ 応急公用負担(本編 P. 66-67)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木、その他の物件を使用し、もしくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

◆ 消防に関する措置等(本編 P. 67-68)

消防機関は、その施設および人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活

動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動および救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、および軽減する。また、市の区域内の消防力のみをもって対処できない場合は、消防相互応援協定等に基づく応援要請や、緊急消防援助隊等の応援を要請する。

◆ **生活関連等施設における災害への対処等(本編 P. 68-70)**

市内に所在する生活関連施設や市が管理する施設について、対応状況等必要な情報を収集し、必要に応じて消防機関による支援を実施するとともに、市が管理する施設の安全の確保を図る。

◆ **武力攻撃原子力災害への対処(本編 P. 70-72)**

市は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響を考慮し、次に掲げる措置を講ずる。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 地域防災計画(原子力災害対策)等に準じた措置の実施</li><li>2 放射性物質等の放出または放出のおそれに関する通報および公示等</li><li>3 モニタリングの実施</li><li>4 市民の避難誘導</li><li>5 市民に対する情報の提供</li><li>6 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</li><li>7 国への措置命令の要請等</li><li>8 安定ヨウ素剤の配布</li><li>9 スクリーニングおよび簡易除染の実施</li><li>10 飲食物の摂取制限等</li><li>11 武力攻撃原子力災害に関する相談対応等</li><li>12 被ばく医療</li><li>13 職員の安全の確保</li></ol> |
|---|

◆ **NBC攻撃による災害への対処等(本編 P. 72-75)**

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

## **被災情報の収集および報告**

---

◆ **被災情報の収集および報告(本編 P. 76)**

市は、関係機関と連携して、被災情報を収集し、県および消防庁へ報告を行う。

## **保健衛生の確保その他の措置**

---

◆ **保健衛生の確保(本編 P. 77)**

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 保健衛生対策</li><li>2 防疫対策</li><li>3 食品衛生確保対策</li><li>4 飲料水衛生確保対策</li><li>5 栄養指導対策</li></ol> |
|---|

◆ 廃棄物の処理(本編 P. 78)

市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。また、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

◆ 文化財の保護(本編 P. 78-79)

重要文化財等に関し、武力攻撃災害による被害を防止する必要がある場合は、所有者に対して、被害を防止するための命令または勧告が告知される。また、必要に応じて、県を通じ、支援を要請する。

---

## 国民生活の安定に関する措置

---

◆ 生活関連物資等の価格および避難住民の生活安定等(本編 P. 80)

市は、生活関連物資等の価格安定のための必要な措置を実施するとともに、避難住民等の生活安定のための措置や生活基盤等の確保措置等を実施する。

---

## 特殊標章等の交付および管理

---

◆ 特殊標章等の意義(本編 P. 81)

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務または協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者、およびこれらの者が行う職務等に使用される場所もしくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書の規定に従って、保護される。

◆ 特殊標章等の交付および管理(本編 P. 81-82)

市長および消防長は、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる。

○市長

- 1 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で、国民保護措置に係る職務を行うもの
- 2 消防団長および消防団員
- 3 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 4 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

○消防長

- 1 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 2 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行うもの
- 3 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## 第4編 復旧等

### 応急の復旧

---

#### ◆ 市が管理する施設等の応急復旧(本編 P. 83)

市は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは安全を確保したうえで、緊急点検を実施するとともに、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずる。

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認めるときは、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他の支援を求める。

### 武力攻撃災害の復旧

---

#### ◆ 武力攻撃災害の復旧(本編 P. 84)

武力攻撃災害が発生したときは、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

復旧に当たっては、市民との十分な情報の共有と対話を重ねながら復旧体制の整備に努める。

### 国民保護措置に要した費用の支弁等

---

#### ◆ 国民保護措置に要した費用の支弁等(本編 P. 85)

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされており、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

また、県対策本部長の指示に基づき措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対して損失の請求を行う。

## 第5編 緊急対応事態への対応

### 緊急対応事態への対応

---

#### ◆ 緊急対応事態への対応(本編 P. 86)

緊急対応事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対応事態対策本部の設置や緊急対応保護措置の実施などの緊急対応事態への対応については、警報の通知および伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

緊急対応事態における警報については、その内容を通知および伝達の対象となる地域を管轄する機関、および当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知および伝

達を行う。緊急対処事態における警報の内容の通知および伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知および伝達に準じて、これを行う。